

立川市第4次文化振興計画



令和2（2020）年

立川市

目 次

第1章 立川市第4次文化振興計画 策定の趣旨	1
（1）策定の経過	1
（2）策定の背景	1
（3）目的	3
（4）位置付けと計画期間	3
（5）対象と役割分担	4
第2章 到達目標	5
第3章 取組方針	6
Ⅰ ふれる、たのしむ ～暮らしの中に文化芸術を感じることでできる環境をつくる～	6
Ⅱ はぐくむ、ささえる ～子どもや若者の感性を育む、アーティストを支援する～	6
Ⅲ つたえる、とどける ～文化芸術の意義を伝えていく～	7
Ⅳ つなげる、ひろげる ～文化芸術の波と輪を広げていく～	7
【施策の体系】	8
第4章 重点取組項目	9
第5章 実施項目	10
Ⅰ ふれる、たのしむ ～暮らしの中に文化芸術を感じることでできる環境をつくる～	10
Ⅰ－1 文化芸術の活動やイベントの充実	
Ⅰ－2 文化芸術の活動や発表の場の充実	
Ⅱ はぐくむ、ささえる ～子どもや若者の感性を育む、アーティストを支援する～	12
Ⅱ－1 だれもが文化芸術に参加できる機会の創出	
Ⅱ－2 文化芸術の担い手の支援	
Ⅲ つたえる、とどける ～文化芸術の意義を伝えていく～	14
Ⅲ－1 文化芸術を活用し、広く発信する取組	
Ⅲ－2 文化財・伝統文化を伝え、生かす取組	
Ⅳ つなげる、ひろげる ～文化芸術の波と輪を広げていく～	16
Ⅳ－1 文化芸術のネットワークを広げ、つなげる取組	
第6章 計画の推進体制	17
資料編	19

第1章 立川市第4次文化振興計画 策定の趣旨

(1) 策定の経過

本市は平成7（1995）年度に文化に関する最初の計画として「立川市文化振興計画（計画期間：平成8（1996）年度から22（2010）年度の15年間）」を策定し、これに基づいて文化振興を進めてきました。この計画は、文化に関連する100のアクションプログラム（実施項目）で成り立っており、その対象範囲は、福祉、環境、都市整備、教育、産業と行政全般にわたるものでした。

また、平成16（2004）年12月に先進的な取り組みとして「立川市文化芸術のまちづくり条例」（以下「まちづくり条例」という）を制定し、文化振興の目的や基本方針を明文化しました。条例では、市や市民の役割を定め、市の役割として、文化芸術の振興を図るための施策を総合的かつ効果的に推進することとし、（公財）立川市地域文化振興財団（以下「財団」という）に文化芸術振興の中心的役割を求めることを謳っています。

平成23（2011）年度から26（2014）年度にかけては、対象を文化芸術に絞った分野別の実施計画として「立川市新文化振興計画」を策定しました。「多様な文化芸術活動が身近に感じられるまち」を到達目標として、5つの取組方針、16の実施項目をそれぞれ設定。市民ニーズとともに多様化する文化芸術活動を集中的に支援し、文化振興を推進してきました。

続いて、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までを計画期間とする「立川市第3次文化振興計画」を策定しました。「さまざまな文化芸術が息づき、だれもが楽しめるまち」を到達目標として、3つの取組方針と重点取り組み項目及び12の実施項目を設定し、さらなる文化芸術の推進に努めてきました。

(2) 策定の背景

本市は、主要駅であるJR立川駅の一日平均乗客数が約16万人を超え、多くの人が集まる多摩エリアの拠点となっています。令和2（2020）年4月の新たな大規模複合施設「GREEN SPRINGS」（以下「グリーンスプリングス」という）のオープンなどにより、さらに来訪者が増加傾向にあります。令和3（2021）年の夏に開催される「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」は、スポーツだけでなく文化の祭典でもあります。

平成24（2012）年12月に旧庁舎跡施設が「子ども未来センター¹」として生まれ変わり、平成26（2014）年1月に「たましん RISURU ホール（立川市市民会館）」がリニューアルオープンするなど、文化芸術に触れ参加する文化拠点施設の整備も進みました。平成27（2015）年度には旧多摩川小学校跡施設を活用した「たちかわ創造舎²」がオープン、令和2（2020）年度にはグリーンスプリングスに多摩地区最大規模となる約2,500席のホール「立川ステージガーデン」や「たましん美術館」などがオープンし、文化芸術を振興する環境は、充実されていく方向にあります。

¹ 子ども未来センター：旧市庁舎跡にオープンした複合施設。子育て支援、市民活動支援、文化芸術活動支援、にぎわい創出、行政窓口の機能を有する。

² たちかわ創造舎：インキュベーション・センター、フィルムコミッション、サイクル・ステーション、コミュニティ・デザインの4つの事業を柱として、旧多摩川小学校跡施設を活用した新たな文化を創造・発信する場。

本市では、令和元（2019）年 10 月に創設 25 周年を迎えたパブリックアート「ファーレ立川アート³」の 109 の作品群を「まち全体が美術館」構想⁴の中核と位置づけ、維持管理や周知活動に取り組んできました。これらの作品は世界的にも非常に価値のある貴重なアート作品群であり、今後も市民や愛好者とともに、素晴らしさを広く発信して守り伝えていかなければなりません。

平成 21（2009）年 12 月には、まちづくり条例の理念に基づき、文化芸術振興の支援機関として「立川文化芸術のまちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という）」が設立されました。まちづくり協議会は、市民団体や有識者、企業、行政等の多様な会員で構成されており、官民一体となり文化とやさしさのあるまちづくりを進めています。

市民による文化芸術活動も活発化・多様化し、多くの人々の出会いと交流が生まれています。文化芸術作品の鑑賞にとどまらず、60 年を超える歴史を有する市民文化祭、立川市民オペラ⁵、たちかわ演劇祭⁶、立川いったい音楽まつり⁷等、市民自ら企画・創造し発信する事業が数多く展開されています。財団が主催する小学校訪問事業やキッズワークショップをはじめ、子ども未来センターで実施されている放課後美術部⁸等、アーティストとの協働型事業も増えてきました。

国の文化芸術に関する動向としては、平成 29（2017）年 6 月に「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」に改正され、誰もが等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境づくり等が規定されました。平成 30（2018）年 6 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、誰もが文化芸術に触れ、文化活動に参加できることが求められるようになりました。

本市では、この法律施行前の平成 27 年（2015）年からアール・ブリュット立川実行委員会による「アール・ブリュット⁹立川展」が伊勢丹立川店、多摩モノレール各駅、市の公共施設等で開催されています。

昨今、文化遺産については、市内に残されている貴重な資料が急速に失われており、歴史的な資料の保存・継承が喫緊の課題となっており、市民共有の財産である歴史的資料を後世に伝えるため、文化財の指定によって保護を図るとともに、所有者へ支援を行っています。また、市の歴史や文化に関する資料を収集・整理・調査し、その成果を歴史民俗資料館や古民家園での展示や講座、体験学習等を通じて伝統文化の継承・普及を進めています。

³ ファーレ立川アート：立川駅北口「ファーレ地区」に点在する 109 点のパブリックアートの総称。北川フラム氏をアートプランナーに迎え、平成 6（1994）年に完成。

⁴ 「まち全体が美術館」構想：本市のまちづくりコンセプトのひとつ。まちとアートの融合を目指し、まち全体を美術館に見立てた感性のあるまちづくりを推進し、まちづくり事業やサイン、公共施設等への文化的要素の導入、民間の創作・展示施設への支援等を進めていくこととするもの。

⁵ 立川市民オペラ：市民が主体となりオペラを通したまちの活性化を目標に平成 4（1992）年から不定期開催。

⁶ たちかわ演劇祭：多摩地域で活動する劇団が集い、平成 3（1991）年から「たちかわ真夏の夜の演劇祭」を毎年開催。

⁷ 立川いったい音楽まつり：市内の広場や店舗を会場として音楽やダンス等の一斉ライブを行うイベント。平成 24（2012）年から毎年開催。

⁸ 放課後美術部：アーティストが部長となり、学校や日常では体験できないプログラムを提供。部員は小学生～大学生。

⁹ アール・ブリュット：加工されていない「生の芸術」という意味のフランス語で、正規の美術教育を受けていない人が、伝統的な文化や社会の潮流に流されることなく、作者独自の手法と発想により制作した作品のことを指す。本市では、アール・ブリュット立川実行委員会が、障害者の生のままの芸術の作品展として「アール・ブリュット立川展」を平成 27（2015）年から毎年開催。

「立川市史」は刊行後約 50 年が経過。この間、街並みが大きく変遷し、新たな学術的成果も積み重ねられていることから「新編 立川市史」の編さんに取り組んでいます。先人たちが築いてきた立川の歴史を明らかにすることで、郷土への理解と愛着を深め、今後のまちづくりの一助とします。

（３）目的

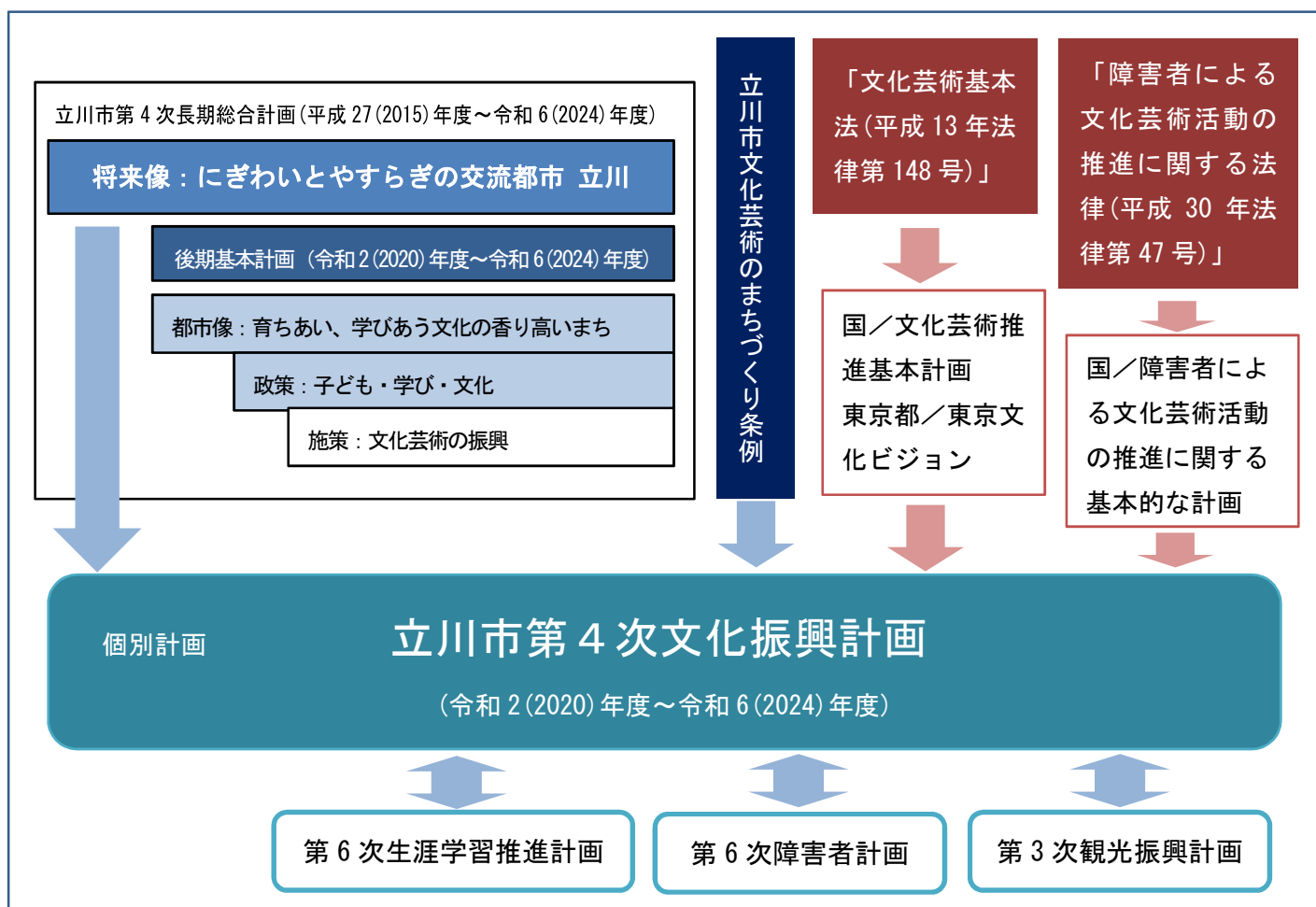
文化芸術には、人々の心を豊かにし、さまざまな人たちを結びつけ、まちを活気づける力があります。文化芸術基本法は、文化芸術自体が固有の意義と価値を有するという文化芸術振興基本法の精神を前提とした上で、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育産業等の関連分野における施策を取り込んだもので、文化芸術が社会に与える影響についての重要性が再認識されています。

文化芸術活動は子供たちの情操を豊かにし、若者たちの社会におけるコミュニティ形成のきっかけとなるなど、市民が心豊かに安心した生活を送るうえで大切なものです。

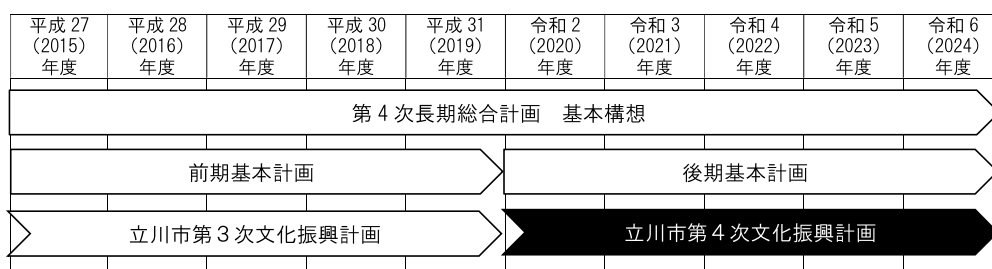
本市で既に文化活動をしている市民団体や財団と、新しく開業する文化施設などが連携協力することで、誰もが良質で多様な文化芸術に触れられる土壌を作り、「文化の香り高いまち立川」を国内外にアピールし、市民が誇りと愛着を持てるまちを実現させるため、本計画を策定します。

（４）位置付けと計画期間

立川市第４次文化振興計画は、第４次長期総合計画の後期基本計画（以下「後期基本計画」という）における「文化芸術の振興」施策の分野別個別計画として定めるもので、計画期間は令和２（２０２０）年度から５年間とします。



まちづくり条例では、文化を人間の創造的な営みとその成果ととらえ、文化の概念を芸術活動はもとより、経済活動を含むあらゆる生活の領域に関わるものとして幅広く考えるとともに、文化が生活に潤いと豊かさをもたらし、地域社会の健全な発展にかけがえのないものであることを認識しています。この計画では、文化芸術についての理解を深めることや親しむ機会を充実すること、活動の支援、人材育成、伝統的文化の継承や発展、文化交流の推進、情報の収集・発信などについて、必要な方策を立てていきます。



(5) 対象と役割分担

各主体が連携・協働して文化芸術の振興に取り組んでいくにあたり、まちづくり条例と後期基本計画に基づき、それぞれが果たすべき主な役割について、以下のとおり分担します。

主 体	役 割
市民等 (市民、文化団体、 教育機関、企業等)	●自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かし、文化芸術の振興に努めます。 ●伝統的文化を大切に保存し、守っていく意識を継承します。 ●文化芸術活動を支援し、機会の提供および情報発信に努めます。 ●文化芸術活動に積極的に参加し、心豊かに生活します。 ●地域の文化や文化財に関心を持ち、その振興に努めます。
立川市	●広く市民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することのできる環境の整備を図り、市民の誰もが主体的に活動できる文化とやさしさのあるまちづくりの推進に努めます。
公益財団法人 立川市地域文化振 興財団	●芸術性の高い舞台公演など市民の芸術鑑賞機会の提供、市民からの文化芸術に関する総合相談受付、子どもたちの感性を育む事業の実施や文化芸術の情報発信など、文化芸術に関わる事業・支援等を幅広く展開し、文化芸術振興の中心的役割を担います。
立川文化芸術の まちづくり協議会	●文化芸術の育つ環境づくりを主たる目的とし、文化芸術振興の支援機関として情報発信、人材育成等の文化芸術活動の支援を行うことを通して文化振興に寄与します。



第2章 到達目標

平成 27(2015)年度から 31(2019)年度を計画期間とした立川市第3次文化振興計画では、到達目標を「さまざまな文化芸術が息づき、だれもが楽しめるまち」と定め、その目標に基づいた取組方針や実施項目、各事業を軸として、市内の文化芸術を推進してきました。その結果として、さまざまな文化芸術活動が充実し、市民が多種の文化芸術に触れる機会を創出できました。

立川のまちに息づいてきた文化芸術活動が一層充実・発展するとともに本計画では、それぞれの主体が連携し、結びつくことによって活動が効果的に発展することで、その文化芸術活動を資源として活用し、その魅力を国内外へ情報発信することにより、市の目指す将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」及び都市像「育ちあい、学びあう文化の香り高いまち」の実現に寄与するよう、以下のとおり到達目標を定めます。

【到達目標】文化芸術ではぐくむ だれもが楽しめるまち



放課後シアター



ファールレ立川アート・ミュージアムデー



子ども未来センター



立川よいと祭り

第3章 取組方針

到達目標を達成するための4つの取組方針を、以下のとおり定めます。

I ふれる、たのしむ ～暮らしの中に文化芸術を感じることでできる環境をつくる～

本市では、市民による文化芸術活動が近年さまざまな形で広がりを見せています。市民の主体的な文化芸術活動や鑑賞への参加、団体やグループが相互に力を合わせた活動、企画段階から市民が主体的に関わり、市や財団が支援しながら育てる創造的な事業など、内容は多岐にわたっています。

また、市民一人ひとりが暮らしの中で日常的にアート作品や音楽などの文化芸術に触れることができる場や機会を身近につくるための取組を進めています。

市民の文化活動が活発化し、継続できる環境づくりを進めるとともに、鑑賞者として、暮らしの中で自然に文化芸術に触れ、楽しむことができるよう取り組みます。

II はぐくむ、ささえる ～子どもや若者の感性を育む、アーティストを支援する～

市・財団では、小学生に音楽や落語などの文化芸術に触れる機会を提供するため、教育機関と連携し、小学校訪問事業を実施してきました。また、子ども未来センターでは、さまざまな子ども向けのワークショップ等を実施しています。未来を担う子どもたちの豊かな感性を育むため子ども対象の事業を今後も実施し、より充実させます。

子どもだけでなく、学生や障害者等が地元立川での文化芸術活動に興味を持ち、参加を促進するような事業を展開し、誰もが文化芸術に触れることができる立川を目指します。

また、アーティストやアーティストを目指す学生等に活動や発表の場・機会を提供する取組だけでなく、アーティスト等の活動を支える人材や文化芸術団体のリーダー的存在が育つ土壌づくり、ボランティアを育成する取組等、文化芸術のつくり手や支え手を支援することも重要です。

だれもが文化芸術に触れる場や機会を充実させるとともに、アーティストやボランティアなど文化芸術活動のつくり手や支え手の人材育成・支援に取り組みます。



市民文化フェスティバル公演



小学校訪問事業

Ⅲ つたえる、とどける ～文化芸術の意義を伝えていく～

本市で展開されている多様な文化芸術活動や文化芸術資源を、さまざまな媒体や手段を使って国内外へ広く情報発信することは、文化芸術の意義を伝えるだけでなくまちの魅力をいっそう高めるシティプロモーション¹⁰にもつながります。そこで、ファール立川アートやグリーンスプリングスの民間施設等との効果的な連携をすすめ、シティプロモーションにつなげていきます。

文化芸術活動や作品を多くの人に伝え、体験し、感じてもらうことで、市民や来訪者に感動や生き生きとした内面的刺激を与えることができるとともに、日々の生きがいや健康づくり、地域づくりなど、さまざまな効果も生まれてきます。作品への感動や賞賛は、つくり手であるアーティストを力づけます。

本市には、価値のある文化財や伝統文化が残されています。これらの大切な文化財や伝統文化を後世に受け継いでいくことも重要ですが、一方では、文化財の劣化や後継者不足などの課題も抱えています。ここ数十年でまちが大きく変化・発展する一方で、貴重な歴史的資料が急速に失われつつあります。それらの貴重な資料を収集・保管し、後世にその歴史的意義をつなげていくために、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度を計画期間とし、「新編 立川市史」の編さんを進め、今日までの立川の歩みを記録に残していきます。

文化芸術活動の継続的発展やまちの魅力向上を目指し、文化芸術に関する情報の積極的な発信、文化財保存や伝統文化継承支援等に取り組みます。

Ⅳ つなげる、ひろげる ～文化芸術の波と輪を広げていく～

文化芸術に関わる担い手同士を結び付けることにより、活動の効果はより高まります。

また、文化芸術に関わる主体として、アーティストだけでなく、さまざまな市民や企業・大学・団体等が想定され、それらの担い手同士を結び付けることにより、活動の効果がより高まり、文化芸術の輪が広がっていくことが期待されます。団体同士の交流を深める場やネットワークづくり、新たな人が参加しやすいプラットフォーム¹¹づくりが大切です。

また、美術と音楽、演劇と美術等、文化芸術の中その他分野との連携のほか、観光や福祉、教育等と文化芸術との連携など、さまざまな連携・交流が新しい展開につながっていきます。

ここでもそれぞれをつなげるコーディネーターの役割を果たす存在が重要となります。

文化芸術活動の発展を目指し、さまざまな連携とネットワーク化等に取り組みます。

¹⁰ シティプロモーション：行政と市民が協力し、まちの魅力を高めて内外にアピールすることで企業や住民の誘致を図り、来訪者や市民の交流を増やすことにより、将来にわたるまちの活力の源を得ることにつながる活動。

¹¹ プラットフォーム：多様な主体同士が集まり、情報や意見を交換して新たな交流が生まれていく場のこと。まちづくり協議会は文化芸術分野のプラットフォームとして機能していく。

【施策の体系】

☆：重点取組項目

到達目標

取組方針

実施項目

文化芸術ではぐくむ だれもが楽しめるまち

ふれる、たのしむ

～暮らしの中に文化
芸術を感じることで
きる環境をつくる～

文化芸術の活動や
イベントの充実

文化芸術の活動や
発表の場の充実

市民の文化芸術活動支援

文化芸術イベントの開催

市内公共施設や
公共スペースの活用

民間施設の文化芸術活動
への活用推進

はぐくむ、ささえる

～子どもや若者の感性
を育む、アーティストを
支援する～

だれもが文化芸術に
参加できる機会の創出

文化芸術の担い手の支援

子ども対象
文化芸術事業の充実

学生・若者・障害者等の
文化芸術活動への参加促進

文化芸術を支える人材・
ボランティアの育成

アーティスト活動の支援

つたえる、とどける

～文化芸術の意義を伝
えていく～

文化芸術を活用し
広く発信する取組

文化財・伝統文化を
伝え、生かす取組

文化芸術資源を生かした
シティプロモーションの展開

事業者・民間イベント等
との連携

文化財・伝統文化の継承、
市史の編さん

文化財・市史編さん資料の
保存・活用方法の検討

つなげる、ひろげる

～文化芸術の波と輪を
広げていく～

文化芸術のネットワークを
広げ、つなげる取組

多様な主体や他の分野との
連携・交流の促進

文化芸術に関わる情報の
プラットフォームづくり

第4章 重点取組項目

実施項目のうち、特に重点的に取り組み、積極的に実施していくものを以下のとおり定めます。

1. 市民の文化芸術活動支援

市民の文化芸術活動が広がり、盛んに行なわれている一方で、さまざまな課題に直面し、継続することが困難になる団体も少なくありません。今後も文化芸術を身近に感じ、活発に参加できるように、市民の自主的な文化芸術活動を支援していきます。

2. 学生・若者・障害者等の文化芸術活動への参加促進

財団が主催する事業に、小中学生のための親子割引席や学生割引席を積極的に設定したり、中高生のためのワークショップ事業や市民オペラ公演の公開リハーサルへの招待を行ったりと、誰もが参加しやすい事業を展開します。

また、市と連携協定を締結している国立音楽大学や、近隣の美術大学、市内の中学校及び高等学校等と連携し、若者の文化芸術活動への参加を促進します。

障害者が文化芸術活動に参加しやすい環境の整備を進めると同時に、障害の有無、性別、年齢等の差別なく、誰もが文化芸術活動に参加できる機会の提供を促進します。

3. 文化財・伝統文化の継承、市史の編さん

市内に存在する貴重な文化財を法令に基づいて保存・保護するとともに、それらを活用して将来のまちづくりにつながるような体験講座や企画展などを開催し、公開に努めます。

また、立川市の歴史的変遷を明らかにし、次世代に伝えていくために「新編 立川市史」の編さんを進め、編さんに伴い収集した資料や市民から寄贈された資料の整理や保管、効果的な活用及び公開方法等について、検討を進めます。

4. 多様な主体や他の分野との連携・交流の促進

文化芸術には、大人と子ども、プロフェッショナルとアマチュア、企業と市民団体など、多様な主体があるほか、音楽や美術、演劇など、さまざまな分野があります。財団を中心に、市やまちづくり協議会などが、それらを連携させる機会を設け、交流を進めます。

また、文化芸術を独立した概念ではなく社会に欠かせない資源として捉え、産業や生活、教育などと結び付けていくとともに、その結び付きや交流が促進される環境を充実させます。

第5章 実施項目

4つの取組方針に基づき、それぞれ以下のとおり実施項目を定めます。

I ふれる、たのしむ ～暮らしの中に文化芸術を感じることでできる環境をつくる～

市民の文化活動が活発化し、継続できる環境づくりを進めるとともに、鑑賞者として、暮らしの中で自然に文化芸術に触れ、楽しむことができるよう取り組みます。

これまでの主な取組

- 立川駅西地下道の壁面をさまざまな方との協働でアート化しました。
- 市民文化祭や地域学習館まつり、立川市民オペラやたちかわ演劇祭、立川いったい音楽まつり等、さまざまな市民参加・企画型イベントを支援してきました。
- 財団が、たましん RISURU ホールで芸術性の高い音楽や演劇等を鑑賞する場を提供するとともに、「どこでもステージ」として市内各所に出向いてコンサートや落語会等を実施してきました。
- 市・財団・たちかわ創造舎の3者で立川シアタープロジェクトを結成し、質の高い演劇作品・演劇空間の創造と発信を目指した活動を行ってきました。
- 文化芸術活動の拠点として、たましん RISURU ホールや子ども未来センターの整備をしました。
- 民間事業者に新設・既存施設へのアート作品の設置等を呼びかけてきました。

現状と課題

- 市民参加・企画型イベントの継続、発展が望まれています。
- 市民が質の高い文化芸術に触れる機会を継続して創出していくことが必要です。
- 民間施設及び公共施設の文化的活用の推進等が求められています。

実施項目

1. 文化芸術の活動やイベントの充実

①市民の文化芸術活動支援【重点取組項目】

- ・市民文化祭や地域学習館まつりなど、市民の自主的な活動を支援します。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術活動を支援します。

②文化芸術イベントの開催

- ・立川市民オペラや立川いったい音楽まつりなど市民共創型イベントを実施します。
- ・たましん RISURU ホールをはじめ、市内各所にある文化的施設を活用し、市民の身近な場所で質の高い文化芸術事業を展開します。

2. 文化芸術の活動や発表の場の充実

①市内公共施設や公共スペースの活用

- ・たましん RISURU ホール、女性総合センターホール、子ども未来センター、たちかわ創造舎等、公共施設の文化芸術活動への活用を推進します。

②民間施設の文化芸術活動への活用推進

- ・民間の新設・既設施設に向けて、文化芸術活動への活用やギャラリー等の整備、アート作品の設置や展示等を働きかけます。

成果指標	基準値 平成 25(2013) 年度	現状値 平成 30(2018) 年度	目標値 令和 6(2024) 年度
日ごろから文化芸術に触れる機会がある市民の割合	38.4%	46.1%	52.0%
財団が展開する文化芸術事業への来場者数	47,500 人※	73,640 人	81,000 人
たましんRISURUホールと子ども未来センターの来場者数	701,044 人※	793,211 人	830,000 人
市民文化祭、地域学習館まつり来場者数	30,807 人	29,031 人	35,000 人

※平成 26(2014) 年度の値を使用(平成 25(2013) 年度はたましん RISURU ホールの休館期間があったため)



立川市民オペラ



立川いったい音楽まつり



たましん RISURU ホール



子ども未来センター広場

Ⅱ はぐくむ、ささえる ～子どもや若者の感性を育む、アーティストを支援する～

だれもが文化芸術に触れる場や機会を充実させるとともに、アーティストやボランティアなど文化芸術活動のつくり手や支え手の人材育成・支援に取り組みます。

これまでの主な取組

- 市・財団がファールレ立川アート鑑賞教室や小学校訪問事業、キッズワークショップ等を実施したほか、立川シアタープロジェクトではクリスマスに大人も子どもも楽しめる演劇公演を実施、子ども未来センターでも子どもを対象にした文化芸術イベントが実施される等、子どもが主体的に文化芸術に関わる場・機会を提供しました。
- ロビーコンサート¹²、多摩フレッシュ音楽コンサート、たちかわアートギャラリー展、国立音楽大学アイムコンサート¹³など、アーティストやアーティストを目指す若者が作品等の成果を発表する場・機会を創出してきました。
- 武蔵野美術大学、アール・ブリュット作家、小・中学生などの参加・協働により、立川駅西地下道アート化事業に取り組みました。
- まちづくり協議会が文化芸術を支えるボランティアを育成し、活躍する機会を提供しました。
- アール・ブリュット立川実行委員会による「アール・ブリュット立川展」が市内各所で開催されました。

現状と課題

- 障害者の文化芸術活動への参加を推進するよう、理解を深め、環境を整備することが必要です。
- 若い世代の文化芸術への関心を高めるため、学生や若者たちに文化芸術活動へ積極的に関わるよう働きかけをすることが必要です。
- 活動の場や表現の機会を増やすなど、アーティスト等への支援を充実させることが必要です。
- アーティスト等の活動を支援し、市民と文化芸術活動をつなぐ人材やボランティアの育成が求められています。

実施項目

1. だれもが文化芸術に触れる機会の創出

①子ども対象文化芸術事業の充実

- ・小学校のファールレ立川アート鑑賞教室やたましん美術館での中学校美術鑑賞教室、小中学校への訪問事業などの芸術鑑賞事業、キッズワークショップ等の体験型事業等、子どもの感性を育む事業をより充実させます。

②学生・若者・障害者等の文化芸術活動への参加促進【重点取組項目】

- ・市・財団が展開する事業を通して、各教育機関と連携し、若者の文化芸術活動への参加を促進します。同時に障害の有無、性別、年齢等の差別なく、だれもが文化芸術活動に参加できる機会を創出します。

¹² ロビーコンサート：RISURU ホール市民ロビー、市役所多目的プラザにて月1回行われる無料のコンサート。市民の鑑賞機会の提供とともにアーティストの発表の場としても開催されている。

¹³ 国立音楽大学アイムコンサート：立川市と国立音大との連携協定事業の一つとして実施。女性総合センターアイムのアイムホールにて年に4回程実施している。

2. 文化芸術の担い手の支援

①文化芸術を支える人材・ボランティアの育成

- ・講座等を開催してボランティアを育成するとともに、さまざまな文化芸術活動やイベント等に支え手として関わることのできる場・機会を積極的に提供します。

②アーティスト活動の支援

- ・子ども未来センターやたちかわ創造舎等の活動の場や市及び財団の事業を通しての発表の機会を提供するとともに、文化芸術のまちづくり事業補助金等を活用して、アーティスト等を支援していきます。

成果指標	基準値 平成 25(2013) 年度	現状値 平成 30(2018) 年度	目標値 令和 6(2024) 年度
財団が展開する子ども対象事業と子ども未来センターの文化芸術支援事業の参加者数	2,999 人※	9,012 人	10,000 人
文化芸術活動ボランティア登録者数	101 人	139 人	160 人
財団が展開する事業のうち学生による公演数(累積)	35 回	145 回	260 回
文化芸術のまちづくり補助金補助対象事業数(累積)	36 事業	65 事業	100 事業

※平成 26(2014) 年度の値を使用(平成 25(2013) 年度はたましん RISURU ホールの休館期間があったため)



アートサポーター養成講座



キッズワークショップ



水曜コンサート



アール・ブリュット立川展

Ⅲ つたえる、とどける ～文化芸術の意義を伝えていく～

文化芸術活動の継続的発展やまちの魅力向上を目指し、文化芸術に関する情報の積極的な発信、文化財保存や伝統文化の継承支援等に取り組みます。

これまでの主な取組

- ホームページや広報紙、SNS 等さまざまな媒体を通して、立川の文化芸術に関する情報を発信してきました。
- よいと祭りをはじめとした文化継承に関わるイベントを支援してきました。
- 立川の歴史を次世代へ継承するため、「新編 立川市史」の編さんに着手しました。
- 文化財登録数の増加や文化財の適正保存に取り組むとともに、歴史民俗資料館等でこれらに触れる機会を設けてきました。

現状と課題

- 立川ならではの文化芸術の魅力を生かし、国内外に向けて、シティプロモーションにつながる戦略的な情報発信等が必要です。
- 受け継がれてきた地域の歴史や文化財、伝統行事などの伝統文化を次世代に継承していくことが必要です。
- 立川市史編さんに伴い収集した資料等の保存や活用方法の検討が課題となっています。



立川まんがぱーく



歴史民俗資料館・常設展示室



フェアレ立川アートツアー



市史編さん広報紙「たちかわ物語」

実施項目			
1. 文化芸術を活用し、広く発信する取組 ①文化芸術資源を生かしたシティプロモーションの展開 ・世界的に評価されているファール立川アート、まんが・アニメをはじめとするサブカルチャー等、立川ならではの文化芸術を積極的に活用し、発信することでまちの魅力を高めるとともに、文化芸術活動の活性化を図ります。 ②事業者・民間イベント等との連携 ・グリーンスプリングス等の民間施設や民間イベントなどとの効果的な連携を進めます。 ・よいと祭りをはじめとする文化継承に関わるイベントを継続的に支援していきます。 2. 文化財・伝統文化を伝え、生かす取組 ①文化財・伝統文化の継承、市史の編さん【重点取組項目】 ・立川市の歴史的変遷を明らかにし、次世代に伝えていくために「新編 立川市史」の編さんを進めます。 ・学校等との連携により、子どもたちが郷土の伝統を学ぶ機会を確保し、伝統文化の継承を図ります。 ②文化財・市史編さん資料の保存・活用方法の検討 ・文化財の登録・指定、保存のための助成を行うとともに、地域の歴史や伝統文化に触れる機会の充実を図ります。 ・市史編さんに伴い収集した資料や市民から寄贈された資料の整理や保管、活用及び公開方法等について、検討を進めます。			
成果指標	基準値 平成 25 (2013) 年度	現状値 平成 30 (2018) 年度	目標値 令和 6 (2024) 年度
ファール立川アートツアー参加者数※	1, 811 人	2, 311 人	2, 700 人
ファール立川アート管理委員会ホームページアクセス数（年間）	11, 619※※	31, 778	35, 000
立川市地域文化振興財団ホームページアクセス数（年間）	181, 609	149, 976	165, 000
歴史民俗資料館収集資料点数	13, 119 点	16, 589 点	17, 200 点

※ファール倶楽部¹⁴が主催するアートツアーの参加者を含む。

※※平成 27 (2015) 年度の値を使用（平成 27 (2015) 年度に開設したため）。

¹⁴ ファール倶楽部：平成 9 (1997) 年に設立したボランティアグループ。ファール立川アート作品の清掃、アートガイドツアー活動等を行っている。

Ⅳ つなげる、ひろげる ～文化芸術の波と輪を広げていく～

文化芸術活動の発展を目指し、さまざまな連携とネットワーク化等に取り組みます。

これまでの主な取組

- 立川市民オペラや立川いったい音楽まつりなど市民共創型イベントで、財団が事務局として出演者と地域をつなぎました。
- まちづくり協議会を支援し、文化芸術に関わる団体間のネットワーク構築に努めました。

現状と課題

- まちづくり協議会が、市内の企業や関係団体間のネットワークづくりを進めています。
- さまざまな団体や市民とアーティストがつながることができる環境が必要です。

実施項目

1. 文化芸術のネットワークを広げ、つなげる取組

①多様な主体や他の分野との連携・交流の促進【重点取組項目】

- ・財団を中心に、市やまちづくり協議会などが文化芸術をつなぐ役割を担い、多様な主体や他の分野が連携・交流を図ることができる場や機会づくりに取り組みます。

②文化・芸術に関わる情報のプラットフォームづくり

- ・まちづくり協議会を継続的に支援し、文化芸術に関わる団体間のネットワーク構築、情報発信に努めます。

成果指標	基準値 平成 25 (2013) 年度	現状値 平成 30 (2018) 年度	目標値 令和 6 (2024) 年度
立川いったい音楽まつり応募団体数	126 団体	357 団体	500 団体
まちづくり協議会ホームページアクセス数（年間）	3, 411	7, 071	10, 000



まちづくり協議会自主イベント



いったい音楽まつり打合せ風景

第6章 計画の推進体制

「第1章(5)対象と役割分担」で記載したとおり、市民、文化団体、教育機関、企業等(以下「市民等」という)や市・財団、まちづくり協議会がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働して文化芸術の振興を推進していきます。

また、計画を着実に推進していくために、進捗状況の把握や各取組の検証・評価等を行います。

1. 市民等による進行管理

本市では立川市文化振興推進委員会(以下「推進委員会」という)を設置しています。推進委員会は学識経験者、文化団体関係者、公募市民等の計10人で構成され、計画の推進に関するもののほか、文化芸術の振興に係る事項について情報交換や協議等を行っています。推進委員会を定期的に開催し、各取組の進捗確認や評価を実施します。

2. 庁内連携による計画推進

本市では行政のあらゆる分野に文化の視点を取り入れ、文化行政を総合的に推進するため、庁内組織として市長を会長とする立川市文化行政推進会議(以下「推進会議」という)を設置しています。文化芸術の振興に関する施策が効率的・効果的に実施されるよう、推進会議を活用して課題や情報の共有を図るとともに、庁内で連携して取組を進めます。

3. 計画や取組の周知

計画を含め、本市の文化芸術の振興について、文化芸術活動の担い手である市民等に広く周知を図るため、広報やホームページ、SNS等の媒体や各種事業を通じて、情報発信・広報活動を行います。



文化振興推進委員会



